

損害保険料控除がなくなる？

はじめに

3月に入り確定申告もいよいよ大詰めといったところですが、みなさん申告はお済みですか？昨年に比べ税額が多くなった人、少なくなった人、なかには還付になった人もみえるかもしれません。

ところで、みなさんは確定申告や年末調整で「損害保険料控除」を適用していますか？自宅の建物や家財等の保険について一定の金額を所得から控除するという制度ですが、適用されている方は多いと思います。

そんな損害保険料控除が、平成18年度税制改正で大きく変わろうとしています。

今回のワンポイント情報では、損害保険料控除がどのように変わるのかをご説明させていただきます。

1 損害保険料控除の改組と地震保険料控除の創設

平成18年度税制改正では、平成19年から「損害保険料控除」が原則廃止され、地震保険料控除が創設されます。ただし、「長期損害保険」（保険期間10年以上かつ、満期返戻金有り）については平成18年12月31日までに締結した契約については継続適用されます（但し、控除額は地震保険料控除と合わせて5万円が限度となります）。

<適用要件> 次のいずれにも該当することが必要です。

自宅建物や家財を目的とする地震保険契約であること

地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金等が支払われる地震保険契約であること

控除額

地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料等の全額（最高5万円）

適用時期 平成19年分以後の所得税について適用

2 現行の損害保険料控除

長期損害保険（保険期間が10年以上 かつ、満期返戻金有り）

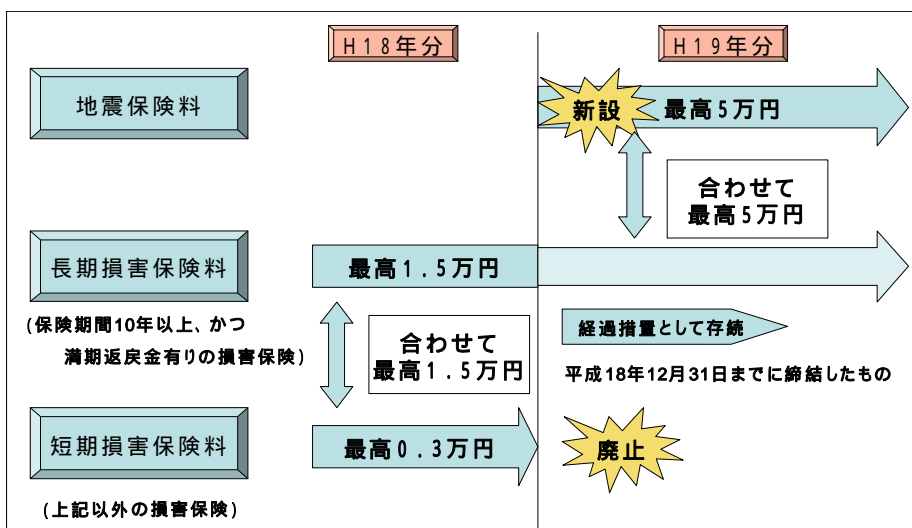
支払保険料	控除額
1万円以下	支払保険料の全額
1万円～2万円	支払保険料 × 1/2 + 5千円
2万円超	1万5千円

短期損害保険（長期損害保険以外）

支払保険料	控除額
2千円以下	支払保険料の全額
2千円～4千円	支払保険料 × 1/2 + 千円
4千円超	3,000円

合わせて
最高1.5万円

3 イメージ図



名南税理士法人

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目6番7号

http://www.meinan.net/